

平成25年 3月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

4番	那須英二	5番	三宮十五郎
----	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33名)

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	石川敏彦
教育部長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監査委員 長	松川保博
秘書企画課長	山口精宏	防災安全課長	伊藤久幸
税務課長	伊藤好彦	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	加藤恵美子	十四山支所長	平野進
保険年金課長	平野宗治	環境課長	鈴木浩二

福祉課長	前野幸代	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
都市計画課長	竹川彰	下水道課長	橋村正則
生涯学習課長	八木春美	十四山スポーツ センター館長	花井明弘
図書館長	奥田和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成25年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 平成25年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第9号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第10 議案第10号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止について
- 日程第16 議案第16号 弥富市コミュニティセンター条例の一部改正について

- 日程第17 議案第17号 弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第29 議案第29号 市道の廃止について
- 日程第30 議案第30号 市道の認定について
- 日程第31 議案第31号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第32 議案第32号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第33号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第34号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第35号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議を開く前に報告いたします。

本日、質疑の予定のあります三宮十五郎議員のほうから資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付をしてありますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と三宮十五郎議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 議案第1号 平成25年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 平成25年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 議案第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第9号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

日程第10 議案第10号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

日程第11 議案第11号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第12 議案第12号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第13号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第15号 弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止について

日程第16 議案第16号 弥富市コミュニティセンター条例の一部改正について

- 日程第17 議案第17号 弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第29 議案第29号 市道の廃止について
- 日程第30 議案第30号 市道の認定について
- 日程第31 議案第31号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第32 議案第32号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第33号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第34号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第35号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第1号から日程第35、議案第35号まで、以上34件を一括議題とします。

本案34件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず横井昌明議員、お願いをします。

9番（横井昌明君） 9番 横井昌明です。

私は、平成25年度一般会計予算についてお尋ねしたいと思います。

この一般会計予算を平成24年度の一般会計予算と比較すると、歳入歳出が16億4,000万円減額であります。大変がっかりしました。平成24年度の日の出小学校の建設がありましたが、

その分は減るにしても、非常に大幅な減額であります。

予算概要説明書の4ページ、11ページを見ていただきますと、予算経費の性質別構成がございます。この中に義務的経費につきましては、給料、扶助費等どうしても必要な経費でございます。

その他の経費、これは物件費、維持補修費、補助費等ですが、この2つについては、過去数年、大体同じような予算額でございます。これを削減しようとする、行政改革を行わない限り減額はできません。そのしわ寄せが、投資的経費に集中しております。その投資的経費を見ますと、日の出小学校建設のための24年、23年の予算を除いても、大体約10億円前後減っております。

私は、まだ市民が要望されている道路等インフラ整備、公共事業等がたくさんあると思います。なぜことしはこんなに大幅な減額でしょうか。今年度は、市民の要望が少なかったのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 横井議員の御質問にお答えを申し上げます。

投資的経費の前年度に対する減額ということでございますが、平成24年度、今年度でございますけれども、これにつきましては、日光川下流流域下水道の関連環境整備事業費補助金・協議会負担金等が交付されておりました、総額として投資的経費のほうが事業費は膨らんでおりました。平成25年度におきましては、主に国・県支出金、地方債を財源とした事業が少なくなりましたために総額が小さくなりました。

一方、投資的経費にします一般財源につきましては、平成22年度から平成25年までに約6億円から7億円で推移をしております。今後につきましても、庁舎建設事業を除きまして、現金預金の減少をさせない、つまり実質的な単年度収支が赤字とならないよう、中期財政計画に示しているように投資的経費に充当する一般財源を6億円とするよう予算編成をした結果でございます。

市民のインフラ整備の要望につきましては、これは毎年度その担当部局に対しまして各要望がございます。これらにつきましても、毎年度緊急的なものを含めまして必要最小限度としまして、それぞれの事業の見合ったものを予算化しておるものでございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 言われることは、大体は理解できるんですが、多分これは今後大型の公共事業、庁舎等の建設でございますけれども、今後経費がかかるということで、歳出を減額しているようでもあります。庁舎建設には合併推進債を利用とのことですが、起債9割、残り1割を自己負担と聞いております。公共施設整備基金と財政調整基

金を多少加えるだけで、庁舎建設は可能だと思います。また、市民に応えるべき公共投資を今後とも、ぜひともお願いしたいと思います。

夕張市、その他の赤字財政団体を見てください。ほとんどの事業は、起債を借りて実施しております。私は、本当に財政が苦しくなるのは、歳出項目の公債費が膨らんだときだと思います。公債比率が高くなり、その時が大変苦しくなると私は思っております。その時点の弥富市の財政状況が大変苦しくなる時期だと思っております。

次にお尋ねしたいんですが、今後建設予定の庁舎建設、これは例えば50億円とすると、どのくらいの起債が借りられるのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、私のほうから新庁舎建設事業費についての御質問にお答えをさせていただきます。

新庁舎の建設、設備の仕様、現庁舎の解体工事及び仮庁舎移転の事業手法など不確定な要素が多い中で、他市の実績等を参考に想定をいたしました。また、起債対象事業費、起債対象外の事業費を、おのおの工事等における落札率を考慮しないものとして回答をさせていただきます。

御質問をいただきました総額50億円ではなく、現在、市が想定します総事業費53億2,000万円に基づきまして、建設事業費の財源の内訳を申し上げます。

起債として、合併推進債44億5,000万円、公共施設整備基金・財政調整基金・一般財源から8億7,000万円になると想定をしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） これ53億でやられたもので、ちょっと計算しにくいんですけども、起債の、要するに合併推進債はどのくらいの率になるのでしょうか。ちょっと教えてほしいと思います。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 合併推進債の率でございますけれども、9割が充当できるようになっておりますが、これにつきましては、対象外事業費もございますので、想定9割というわけにはなりません、44億5,000万円は53億2,000万円に対して借りられるというふうに想定しております。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 次に、市債の発行は、今年度約176億円になる予定でございます。そのうちの3分の1が臨時財政対策債65億5,000万円、また下水道債が62億2,000万円、残り48億円が普通債であります。今後、合併推進債がこれに加わってくると思います。臨時財政対策債、下水道債、合併推進債は、償還のときに普通交付税の対象となるが、どのような計算

でしょうか。普通交付税算出方法は、基準財政需要額につきましては、道路とか学校とかという一般的に市が運営するのに必要な額です。これが需要額です。それから、基準財政収入額、これは税込等75%を加えるということでございます。この3起債は、基準財政需要額に加算され、どのように計算されるのでしょうか。

また、起債償還時に交付税としてみられれば、中期財政計画も地方交付税の交付計算の歳入に加算されているのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 発行した市債の元利償還金が、基準財政需要額に算入される率でございますが、臨時財政対策債につきましては100%、合併推進債は40%、下水道事業債につきましては、いろいろメニューがございますして30%から50%の間でございます。これで今後の財政計画におきまして、こういった起債を発行するという中で、返済するときの元利償還金に対して、こういった先ほど言いました率が基準財政需要額に算入されますので、交付税のほうの額においても、そういったものを算入されたものとして計上してございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 続きまして、私は、予算を編成するときの一番の基本は、今年度の歳入がどれだけ見込めるかということが一番の基本であると思います。予算編成は歳入を把握し、その上で実施されると思います。平成23年度税込予算が72億9,000万円、平成24年度税込予算が71億7,000万円と予算計上されておりますが、予算概要説明書の12ページを見ただけですと、実績が23年度は75億2,000万円、24年度は73億4,000万円、これは推計でございますけれども、実施等が掲載されております。税収の見積もりが、毎年2億前後過小に計上されておるということでございますが、今年度はどうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

税務課長（伊藤好彦君） 横井議員の御質問にお答えをいたします。

税収の見積もりについてということで、今までの税収が2億円から3億円、決算で予算より多いということで、ことしの収入金額は幾らで予定をしておるかという御質問でございますが、平成23年度の市税決算では、まことに申しわけございません、現年課税分でお答えをさせていただきますが、収入額74億3,480万7,137円、予算額は73億5,668万5,000円で、収入額との差は7,800万円余りでございます。

本年度の収入見込み額につきましては、平成24年度当初予算の現年課税分、市税合計が71億1,529万円でございます。12月末現在の収入状況や、経済状況及び過去の収入状況を踏まえ、今回3月補正にて個人・法人市民税、固定資産税、市たばこ税を補正いたしました。その合計は1億4,670万円でございます。平成24年度現年課税分でございますが、収入見

込み額といたしましては、合計72億6,200万円余りを収入額と見込んでおります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 毎年、これは財政調整基金でございますけれども、これは一般家庭という貯金でございますけれども、これは今年度も3億500万円の繰り入れ予算が計上されております。例年のごとく税の実収入との差、25年度の各事業調整残等で多分財政調整基金は繰り入れなくても済むと私は思います。ですので、今年度ももっと市民のための公共投資を行ってほしいと要望するものでございます。

次に、歳出についてお伺いしたいと思います。

歳出の2款1項13目、コミュニティバス運行事業について、平成24年度1億1,300万円の予算であったのが、ことしでございますけれども1億400万円ということで減額されております。何を減額されたのでしょうか。

弥富市地域公共交通活性化協議会負担金は、基本的にはバスの借り上げ料と運転手の人件費等で構成されていると思われませんが、バスの借り上げの基礎は何年間でしょうか。そのバスの借り上げ料は、使わなくても使っても払わなくてはいけないもののでしょうか。お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、25年度予算は24年度に比べまして900万円減少しております。これは24年度の契約でございますけれども、これは運行に関する契約でございますが、こちらのほうは予算の見積もり段階でも300万円減額されていたということでございます。それから、25年度10月以降のダイヤ改正になるかと思っておりますけれども、利用者の少ない便の減便等を前提として300万円の減額。また、本年度は国庫補助金で行った調査事業がございますけれども、そちらのほうの事業の調査内容の項目等を減らすことによって300万円の減少、合計900万円でございます。

また、バスの借り上げについてでございますけれども、こちらのほうは、マイクロバスにつきましては6年間になっております。これは予備車を含めまして4台でございますけれども、3台につきましては償還が終わっているということで、1台分がまだ残っている状況でございます。これが年間で106万円ほどでございます。それから、中型バスにつきましては5年間となっておりますので、年間1台当たり460万円ほど。

それから、有償運行に変わった段階でございますけれども、そのときに改造を行っております、マイクロバスでございますけれども、こちらのほうも5年間で支払うということになっております。

お尋ねの中で、運行しなくてもという話がございますけれども、基本的には運行しなくてもお支払いしなきゃいけない経費だと思っております。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） バスについては、今後ともいろいろな角度から検討し、皆さんが利用しやすい形態でやっていただくということをお願いしたいと思います。

それから次でございますけれども、7款1項3目、観光協会の補助金についてでございます。

これは平成23年度予算で500万円計上されておりますが、決算で268万円でございます。24年度は予算630万円で計上され、25年度は1,000万円で予算計上されております。23年度の2倍の補助金が計上されているが、一体何に使うか。また、ほかの補助団体との整合性はいいのか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 横井議員の御質問にお答えいたします。

25年度の補助金は何に使うのかということでございますが、25年度につきましては、昨年大変好評をいただきました三つ又池公園の芝桜、この「芝桜まつり」をことし4月20日、21日ということで、2日間開催することとなっております。その事業費が主な増の要因となっております。

また、弥富市を広くPRするためのツールでございます「きんちゃん」でございますが、このきんちゃんキャラクターグッズの新たな製作ということで、製作費を見込んでおります。

以上、2点が主な増の要因でございます。

また、他の補助団体との関係はどうかということでございますが、市と協働して弥富市の観光宣伝を担っております弥富市観光協会を支援することということで、弥富市の観光宣伝にとっては必要であるというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 私は、こういう細かいのをどれだけと言うつもりはないんですけども、この間我々にいただきました中期財政計画での歳出に関する取り組みの4番、これでいうと13ページです。これの4に補助金の見直しが上がっております。ですので、もう少し中期財政計画の徹底を行ってほしいと私は思います。

細かいことにつきましては、議案質疑については委員会のほうで行いたいと思います。

以上、これで私の質疑を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

5番（三宮十五郎君） 通告に従いまして、私は市長の施政方針と新年度予算案について、一般質問などと重複しないような形でお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず最初に、国・県に対し、国民の暮らしを守る立場から、税・財政・雇用と社会保障制度を守る積極的な施策を要請されることについてということで、お尋ねをいたします。

この間、介護保険だとか、後期高齢者医療制度だとか、実際に収入のない人でも負担をしなければならないような新しい仕組みが導入をされてまいりました。実際に所得ゼロといいますが、例えば年金が120万円と勤労収入が65万円で185万円でも所得ゼロであります。もう一方で給料だけの収入の場合ですと、93万円を超えると所得が、そこから65万円引いた残りが所得になりますので、均等割の住民税課税がかかります。そうすると、例えば介護保険なんかは一気に最低の人たちの2万円に対して5万円に近いような、あるいは5万円超えるかな、そういう負担になるとか、本当に今市民の置かれている状態というのは、大変な状態になっておりますし、また市の資料自身の中にもそういうことをはっきりと示すものがござります。

さきに介護保険の値上げを24年度から決定をされたわけではありますが、そのときに市側からいただいた資料によりますと、多分当初の数字であると思いますが、平成20年には非課税世帯で、本にも非課税という、高齢者は全体の、これは20年度末だと思いますが、当時は9,035名の加入者に対して1,362人、15%おりました。さらに、これが24年度の新たな会計をするときには1,738人と、この間にふえました731人の半分以上がここでふえておって、ますますこの貧困の状況の人たちがふえ続けている。

そして、先日も堀岡議員が自殺の問題を取り上げておりましたが、自殺の問題を解決していく上でも生活の質を上げて、栄養もきちんととっていくことが非常に大事だと。鬱なんかにならないというふうに言われましたが、こういう人たちが、みんながみんな本当にさっき言ったように、状況によっては所得ゼロであっても200万円近い収入がある人もおるわけですが、しかしかなりの部分は、それとはかなり厳しい状況の中で生活をしておりまして、実際に政府自身も生活保護を受けている世帯は、必要とする世帯の15%以下だろうというふうに言うぐらいの状況の中で起こっている問題でありますので、本当に市長もよくおっしゃられるわけですが、国の責任で社会保障制度を安定したものにしていくというのは喫緊の課題であります。

これまでも弥富市議会は、例えば平成22年の12月議会では、国民と地方が安心できる社会保障制度の確立を求める意見書を全会一致で採択して、国会や政府に送っておりますが、この中でも「青年を初めとする勤労者の雇用と賃金で暮らしが成り立ち、税や社会保障を負担できる水準で確立されること、国民皆保険の土台を担う国民健康保険に国が必要な負担を行い、市町村が安心して運営できる制度とし、他の保険制度への過大な負担をさせないことだ」などを含む改善の意見書を求めてまいりました。また24年の1月には、県の福祉医療制度の存続拡充に対する意見書を全会一致で可決し、県に送っております。さらに、昨年6

月議会では、改めて、介護保険・後期高齢者医療制度の抜本改善を求める意見書を全会一致で採択するとか、年金制度の改善を求める意見書も全会一致で可決をして、政府や国会に送ってまいりました。

また、市側はといたしましても、平成20年度から行われました65歳以上の新たに重度障害になった人に対する県の障害者給付手当の削減がされたことに対して、弥富市が提出者になって、尾張9市で改善の意見書を可決され、全県でもその意見書が可決をされるとか、あるいは介護保険の改定に当たりまして、尾張9市、県の市長会というようなところで、市側としての改善の意見書を出して可決をされております。必ずしも今の時期ですから、要望をしたような方向で事態の解決はされておりませんが、今本当にそういう条件をつくり出している背景というのは、先進国の中で日本だけが経済成長がとまり、後退している、働く人たちの収入が減り続けている、そういう中で、世界にも例がないような自殺大国とか、そういう状況が進んでいることと無縁ではありません。したがって、この問題は、基本的にはやはり働けば生活できる、結婚して子供を育てられる、あるいは自分の老後もちゃんと担保できるような収入が得られるというのが本来の働くということであるし、また国が責任を持つ雇用政策であるし、経済政策であるし、社会保障政策の根幹になると思います。ところが今それが崩されて、多くの非正規雇用や、そういう雇用条件の低下に伴う貧困がますます進む。若い人たちもそういう状態でありますから、高齢者にとってはますます厳しい状況になってきておるわけでありませう。

したがって、こうした問題の解決は、先進国の経済成長がいずれも勤労者の収入がふえた割合とイコールであるということは、広く世界でも日本でも知られていることでありまして、ここにやっぱり国として本格的に取り組んでいく。さらに、先日も国会でもそのとおりだということが言われておりますが、例えば1万円の賃上げをするのに、トヨタ自動車の場合には連結内部留保金が13兆1,443億円あって、国内の従業員の総計では23万5,476人ですから0.2%を充てればできると、大体10億円以上の資本金を持っている企業の8割は内部留保の1%を取り崩せば、月1万円の賃上げができるということも、そのとおりだということを経理大臣も、麻生大臣も認めて要請すると言っておりますが、要請するだけで実際にヨーロッパ諸国のように政府の責任で事態の打開を進めていく、あるいは中小企業を応援して、中小企業がきちんと正規雇用ができるような道を開いていくというようなことは、具体的には何もやられていないですよ。

そういうことも含めまして、政府と国会の責任で今日の事態の打開を進めていくという方向に踏み出さなければ、小手先の膏薬貼りではどうしようもないような事態になっていると思いますので、そういうことについては、前の議論の中で市長も、中間所得層がなくなっていることが、やっぱり今の日本のこういう事態をつくり出した大きな原因だというふうにお

っしやられておるわけでありましたが、個々の国保だとか介護保険だとかということだけにとどまらず、より根本的な事態の打開に向けて、政府がしっかりとした対応と対策をとるといふことも含めて、こうした特に市が直接手がけております社会保障制度の事業が、市民も安心できる、さらに行政としても将来の見通しも十分持って行けるというような方向にしていく努力をしていただきたい。そういうしっかりとした要請を市長会や、そういう場所を通じで進めていただきたいと思いますが、市長の御見解をお伺いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

今、三宮議員のほうからさまざまな現在の社会的な状況、あるいは経済的な状況を踏まえた形での医療、介護、福祉、そういった形でのお尋ねでございます。

いずれにいたしましても、我が国の人口が少子高齢化という形の中で、大きな変革を今しているところでございます。そうした形の中で経済的にも社会的にもさまざまなひずみ・問題が起きてくるのが現在ではないかなあというふうにも思っております。いわば給付は高齢化という形も含めてますます伸びるわけでございますが、その負担ということに対して、不均衡が続いているのが今の日本の減少ではないかなあというふうにも思っておるところでございます。

私ども地方自治体といたしましては、地域の実情に合わせた、あるいは即したさまざまな施策を実施させていただいて、懸命な努力をさせていただいておるといふふうに思っているところでございます。何とかして市の役割を果たしていかなきゃならない、あるいはそれぞれの制度がうまく運用できるように、一般会計からの繰出金という形の中で、その制度を保っていく。そういったことも踏まえて、住民の皆様の御理解をいただいておりますというふうにも思っております。地方ができる一つの限界というのもあろうというふうにも思っております、国の支援という形をお願いをしていくわけでございます。

今回、昨年の政権交代という状況の中で、安倍新内閣が発足したわけでございますが、ここの1月に全国市長会からさまざまな要望を出させていただきました。その中で、1つは緊急経済対策という形の中で、雇用対策も含めて万全の措置を実施していただきたいということが1つの項目でございます。それからもう1つの項目は、地方税財源の充実を図っていただきたいということの項目でございます。もう1つは、社会保障制度の充実強化というようなことを中心に、新しい内閣に対して、全国市長会から要望をさせていただいたところでございます。

私どもといたしましても、今後の市民の暮らしを守るために、市長会を通じ、国民生活と地方自治体のための十分な財源の確保という形の中で、強く国のほうにも要望してまいりたいというふうにも思っております。

もう1つは、注視していかなきゃならないのは、昨年確認しておることでございますけれども、3党合意における社会保障と税一体改革が来年度4月、消費税増税という形にはなるわけでございますけれども、その財源を全て社会保障費のほうに充てるということになっております。こういったことに対するこれからの成り行きに対して、我々は注視していかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、地方も疲弊しております。しかし、この医療・介護・福祉・高齢化社会に対するしっかりと支えをしていかなきゃならないのも事実でございますので、そういった状況の中で、連携をとりながら頑張っていかなきゃならないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 今、市長はそういう方向で頑張っておられると。確かに市長会としてもいろんな要望をされておりますが、問題は今おっしゃられた、要するに消費税の増税分を全て社会保障に充てるというお話ですが、実際にはもう既に国はそうじゃない方向、消費税で一定の財源が入るからということ、要するに災害復興というような名前もつけながら防災対策ということで、かなり大規模な公共投資だとか、それから従来凍結をしておりましたさまざまな巨大プロジェクトを復活させるとかそういうことが相次いで行われているということが1つと。

もう1つは、前回もそうでございますが、もともと経済の底が抜けているような状態で消費税を導入することで、ただでさえもう成り立たないようになっている中小企業が、もう本当に廃業する、潰れていくということが、以前とは比べ物にならない形で続出することが心配されます。既にフランスなどではこの数年間に数兆円規模の、こういう状況ですから中小企業が負担をしている年金や健康保険などの社会保険料の負担分を、そういう中小企業主を救済するという出したり、アメリカにおいても、相当の規模の中小企業支援が行われておりますが、日本はほとんど行われていないんですね。こういう中で、特に中小零細事業者のがんになっております消費税は、転嫁できないということが、かなり日本の経済界も認めているようなこと、これに期待をするということは、やはりかなり大きな問題があると思いますので、実際に一番の本道は、やっぱり働く人たちの給料を上げることなんです。ところが政府は、国家公務員の給料を下げる、地方公務員の給料を下げると、もっと下げよと、とにかくさし当たっての経費さえ削減すればいいというような対応ですから、ここはぜひ本道の方向を強く求めていただきたいということをひとつ要請しておきます。

もう1つ関連して、TPP交渉への参加か不参加かの判断がいよいよ最終段階に入ってきたと言われておりますが、ここへ来まして国会の質問でも政府側も認め、あるいは中日新聞の3月8日付の一面トップでも報道されておりますが、これは既に先行して加入している国

が合意した問題については、後発の3カ国は原則として受け入れ、交渉を打ち切る集結権もなく、再協議も要求できないなどという本当にめちゃくちゃな条件、さらに発効しても4年間は協定の内容は非公開にすると、こういうような何でも向こう任せでは交渉も協定もあったものではないわけでありまして、国会の議論の中でも外務省は、そういう事実については去年の6月に入手しているということ。ただ、交渉に参加しなければ、どういう条件だとかということは具体的にわからないような言い方をしておりますが、参加をしたら勝手にやめることができないとか、さらに恐ろしいことは、実は鳥取県の建設業協会、中堅の建設業者の皆さん、ここの組織もTPP反対を一致して可決しまして、ここは片山知事が非常に保守系の方ではありますが、やっぱりそういう県民を守る、国民を守るという立場で施策をとってきたこともありまして、いろんな情報がいろんなところに公開をされてきたという経緯もあります。

要するに、なぜそういうことが起こっているかといいますと、関税以外の商売をやっていく上での障壁については全部認めない。アメリカの企業が日本に来て、商売や仕事をやる上での不利益なることは一切認めないということが決められておって、だから地域の業者に優先的に入札参加を認めるとか、こういう規模のものについてはその地域の業者に認めるということは、このTPPが発効すると実際できない仕組みになっていくということが大変心配されているということもあります。

例えば、保険なんかの面で言いますと、がん保険の今8割は、テレビでしょっちゅうやっておりますアメリカの保険会社が押さえておって、郵政のほうで新たに参入したいということで計画したら、アメリカは絶対それは認めないよということで、交渉に参加する前に、日本でアメリカの自動車が売れないのは、軽自動車の税金が安過ぎるから売れないからまずここを何とかせよということをやつと要求されてきておりまして、要するに対等・平等で交渉するとか、国益を守るとか、あるいは本当にどういう問題があるかということすら国民に明らかにしない状態のもとで交渉に参加をしていく。あるいは、もう既にカナダだとかという、そういう先進国が後発に入ったために、さっき言ったような規制をかけられ、そのための誓約書を出しているというような状況の中で、そういう問題が国会の場でも、あるいは国民にもほとんど知らされないままに近く踏み切っていくということは、私どもの議会としましては、慎重な対応をしてほしいという意見書を全会一致で可決した経緯もございますので、ぜひこの問題は、本当に国民の暮らしや日本経済の経済主権の根幹を守る問題でもございますので、ちょっとこうした事態について、十分市長会でも御検討いただき、市長会としても市民の暮らしを守る、利益を守るという立場で対応できるように御尽力いただきたいと思います、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） さきの12月の国の選挙におきましては、このＴＰＰ問題というのが大きな選挙の争点になったということでございます。そうした形の中でさまざまな議論がされてきたわけでございますが、安倍政権がアメリカのほうに渡りまして、ＴＰＰ交渉に基本的には前向きの形で参加されるというような意向を示されているのが現状ではないかというふうに思っております。しかし、今後これは大きな山場を迎えてきているわけでございます。例外なき関税の撤廃ということに対しては、まだ議論が尽くされていないというふうに思っております。農業問題であるとか、保険の問題であるとかというのがその分野でございますけれども、徹した議論がされていないというふうに思っております。詳細につきましては、今後の成り行きに私たちも注視していかなくちゃならないわけでございますけれども。

しかし、今の日本の経済の動向、あるいは景気回復というような状況の中においては、この環太平洋と成長をしている国々との貿易を中心とした、あるいは技術ということを中心とした日本のあり方については、やはりしっかりと踏まえて、日本の持っている力を十分発揮していかなくちゃならないというふうにも思うわけでございます。しかし、農業問題につきましては、その競争力であるとか、あるいは商品の価格的な問題であるとかというのは残されているというふうに思っております。これをもし、日本の国が農業ということに対してしっかりと考えて、どのような影響があって、農家に対してどのような保障をするかというのは、また新たな問題だろうというふうに思っております。そういう条件のもとの中において、例外なき関税の撤廃ということはあるかもしれません。しかし、日本の農業を守るという、私は農業についていつも言っておるわけでございますが、国の力が大変重要だという形があるわけでございますので、日本の農業を守るという観点から、どのような形で政府がその案を出してくるかということについては、十分我々としても注視していかなくちゃならないというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 自民党は、ＴＰＰについての6項目を公約じゃないと言い出したわけですが。ただ、今市長の御発言の中でも農業問題、関税問題が一番の肝だというお話ですが、実は、確かにこういう格好でやられれば、日本での食料生産は、もう今でも相当低い自給率が大幅に落ち込むと、国際的にも食料不足の時代に入っていくことがわかっているときに、農業が壊滅的な状態になったら、これはもう取り返しのつかないことになって、国連関係の機関の中でもそういう各国の食料主権については認めるということが確認をされている中で、ＴＰＰではそういうものは認めないというようなことがあるということが、確かにそれはそのとおりで大変な問題であり、きちんとやっていただかなきゃいかん問題なんです。例えば医療保険の分野でも、アメリカの場合は、株式会社が医療保険のかなり大きい部分を占めておりまして、この間もアメリカで大学教授をしておられる方が日本に帰ってきてお話

をされておりましたが、アメリカで歯を治すよりも、飛行機で日本に帰ってきて直したほうが安く上がると。要するに、いろんな保険による自由診療があって、要するに日本みたいに一体化した社会保険制度があって、そこで基本的にみんながお金も負担をし、医療も受けるという仕組みじゃないわけですよ。そういうことをアメリカは、保健医療分野では要求しているわけですね。しかもいろんなところでそうなんです、そういう関税、貿易と同時にその商行為の中での制約があるやつについては全部なくせよと。もし、アメリカの企業がそういうところで、例えば日本に出てきてやる時に、日本の国民皆保険制度だとか、そういうのが邪魔になれば、どんどん国を相手に裁判を起こして損害賠償を請求することができるというこれもTPPのもう1つの大きい問題なんですよ。

こういうことが前提で議論がされる、そういう中身は国民に十分開示されない、だから医師会は今、これにはもう本当にとんでもないことになるということで反対しておるわけですよ。こういう大事なことが十分国会でも議論されない、情報公開されないもとでやっておることです。ぜひ関税の問題だけじゃないということと同時に、その背景にはもう本当に国民の、この日本の統治機構そのものや、今のいろんな諸制度がもともと成り立たなくなる、アメリカ並みにされていくという心配があるということも申し上げて、そういうことも念頭に入れながら、とりわけ私は市町村長というのは、広く一番末端の政治組織として市民・国民に責任を負う立場にありますので、そういうことも含めて、TPP全体を見越しながら慎重な対応をしていくことを強く要請いたしまして、次の質問に入ります。

先ほども申し上げましたが、要するに介護保険の改定の中で、本当に弥富市はいろんな制度をつくって、減額や減免制度をつくって支援をするということを決めておりますが、なかなかいろんな制約があって、十分機能させることができていない。あるいはまた、この間の職員の削減等もありまして、来ていただければ相談をすることができるが、市のほうから直接出向いて相談もしていくとか、問題点を見つけていくとかということは、前にも障害者福祉の問題で市長がおっしゃっていましたが、できたらぜひ基本計画をつくる段階で、市の職員が難しければ、OBだとかそういう人たちの協力もいただいて、訪問しながらそういう人たちのニーズもつかんで対応していくことがやっぱり必要だということをお話になられたことがあると思いますが、いずれにいたしましても、この国民健康保険、あるいは介護保険、こういうものにつきましては、その収入からいって、実際に先ほど申し上げましたような状況からいうと、払えない人がかなりいるのではないかとということが想定をされます。ただ、なかなかこれは私どもも、市も広報だとかそういうもので出ただけでは理解をしていただけないというか、対応ができない。それから、長期滞納になっておるような問題につきましても、そういう具体的な対応ができないことから、結局たくさんたまって、国保税なんかは税でございますから延滞金も発生するということが、大変トラブルの原因になっております。

いずれしてもこのところを、この値上げのときに大きな問題となったのは、それまで老人保健に入っていた人たちを国保に、74歳までの人を国保に受け入れたことから、大幅に医療費が上がって、特に前期高齢者支援金が22年度に大幅に減ったことから、本当に帳尻を合わせるためには相当規模の一般会計からの繰り入れをしなければいかんのではないかという心配もされて、積立金や繰越金も全部底をついた中で、なるべく値上げをしないようにということ前提にしまして、それまで2億円にしていたのを3,000万円は戻して、そして値上げ幅を抑えるということで議論もされて、一旦私どももある程度値上げはやむを得ないかなあということで賛成をしたという経緯がありますが、結果的には、その後22年度はそんな格好だったんですが、23年度は前期高齢者支援金が大幅にふえる、今も結構ふえ続けているような状況ですよね。そして、そこへ持ってきて医療費が若干今足踏みというか、前年に比べて本年度の直接の医療給付費は下がっているんですが、そういう中で余裕があるということだと思いますが、直接今回の値上げにはつながらないという理由で、これまで2億円繰り入れをしておりました国民健康保険の繰入金をさらに3,000万円削って1億7,000万円にということが新年度予算で提案されております。

また昨年の10月に、さっき申し上げましたように、やっぱり市のそういう弱者対策というのはもっと踏み込む必要があるということで、私たちから見てもかなりの改善がされたというふうに思いますが、しかし今までの経緯からいうと、そこら辺はそういう具体的な相談ができる仕組みをつくっていかない限りなかなか解決しないんじゃないかと、当時の民生部長が、できたらそういう申請減免制度じゃなくて本来の制度でやっていくべきだけれども、今の財政状況やいろんな状況から見ると、なかなか難しいかなあというお話もあったんですが、特にこの3,000万円を削られたりというような状況の中で、今後この分野での実際の状況や、市としてはどういうふうに対応していこうとしているのか。また、とりわけ極端に条件の厳しい人たちが相当数おるということ、しかもそれを今申し上げました1,738人というのは高齢者だけの話で、非正規で若いアパートなんかに住んでいる人たちの状況も、また相当厳しくて、これがまた滞納の大きい原因にもなっておると思います。この辺の見通しや対応についても含めて、さっきの2億円の値上げしないための繰出金を1億7,000万円にしたことも含めて、どういう見通しやお考えで今後お進めいただくか。国保や介護保険等についての総括的なお考えをお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今私はいろんな自治会で、新年度に向かっただけの総会が各地域であるわけですが、その地域の中でも、今弥富市におけるいわゆる医療の問題についてお話をさせていただいておるところでございます。いわゆる国民健康保険等における運用が大変厳しいという状況の中で、さまざまな話をさせていただいておるわけですがけれども、

その実態としての数字を少しお話しさせていただきますけれども、平成20年から医療費の給付費は平均4%から5%近くの上昇率でございます。平成20年度のほうが、小数というか四捨五入させていただきますけれども25億4,000万円、そして平成21年度につきましては26億6,000万円、4.8%の増でございます。そして、22年度の給付費は27億6,000万円という形の中で、3.7%の増という状況でございます。そして、平成23年の給付費は28億7,000万円ということで、前年比4.2%という形で、このところその医療における給付費は、前年度比で4%前後の高い伸び率を示しておるわけでございます。平成24年度はまだ少し月数が残っているわけでございますけれども、先ほど三宮議員のお話のとおり、少し24年度につきましては、前年の比較からしても落ちつきがあるから伸び率が低いというような状況でございます。そういう状況の中で、私どもといたしましては、平成25年度の国保における新年度予算としての繰出金は、運用費として1億7,000万円、そして基本的には国保における基金という形の中での3,000万円を考えておるわけでございます。そういう状況の中で、総額としては2億円、前年度並みの一般会計からの繰り出しを含めた形で拠出していきたいという形で、何とか国保の運営がスムーズに行くようにということを願っているところでございます。

そして、今国保運営協議会の中でもお話をさせていただいておるわけですが、やはり一人一人が自助の努力で健康づくりをしていただきたいということを、総会の中でもお話をさせていただいておるところでございます。健康診断を受けていただきますと、特定健診であるとか、あるいは保健指導ということがされるわけでございますけれども、残念なことにそれを実施していただけない方が非常に多いわけでございます。例えば特定健診を実施する、あるいは保健指導を受けて食生活を改善する、あるいは運動をしながら自分の健康づくりを保つということが、健康診断を受けていただいた人の35%なんですね。これをやはり我々としては高めていかないと、いつまでも医療費がかさんでくるという状況があるかと思っております。そういった形の中での話もさせていただきながら、自分自身の健康づくりと同時に、国保運営がスムーズに行くように市の努力もしていきたいということを思っておるわけでございます。国保につきましても、大変高い保険税をかけていただいておりますことについては、十分承知をしているところでございます。

一方介護でございますけれども、この保険制度では御承知のように平成12年度から現在を第5期の介護保険事業計画という形で運営をしておるところでございますけれども、これも高齢化率という状況の中で、平成12年が高齢化率としては65歳以上の方が、弥富という状況の中においては13.6%が高齢化率でした。しかし、平成25年1月の数字は22%ということで、9,800人の方が65歳以上の構成になっておるわけでございます。そのうち介護認定を受けていただいております方が1,460人ということで、第1号被保険者という形になっていらっしゃるわけでございます。そういった形の中で、ますますこの第1号被保険者のところにおける介

護保険料というものが重なっていくというのが現状でございまして、昨年も1%増というような状況になってきておるわけでございます。公費負担の50%、いわゆる国としての25%、県12.5%、市町村12.5%というこの比率を我々としては国のほうに強く求めていかざるを得ないということを思っております。国の負担分について、いま一度しっかりと考えていただいて、第1号被保険者、あるいは第2号被保険者の方のいわゆる保険料の税負担というか、保険料負担というものは軽減されるべきであろうというふうに思っております。今後につきましても、この軽減策につきまして、私としては意見を申し上げていきたいというふうに思っております。いずれしても高齢化社会に対してどうみんなで行っていかなくゃならないかということは、地方の自治体にとっても大変重要な課題であろうというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 今私もう1つの問題で、要するに今まで結構よその市町に比べると基準の高い保険料や税、あるいは利用料の軽減措置を決めてきたんですが、なかなか活用されない、そして昨年の10月にかなりそれに比べると底上げをした計画も決められ、さっき申し上げましたように65歳以上の人で住民税の均等割りも世帯全体にもかからない、もちろん本人にもかからない人たちが1,738名もあり、さらに非正規で結局1日1カ所で3時間、4時間以下しか、要するに社会保険の適用でない状況でしか採用しないというような、特に流通業界を中心にしたそういう雇用制とか広がるのが、若い人たちが国保や国民年金の加入者になるけれども国民年金は払えない、国保も滞納が少なくないというような状況になってきております。

そこで、1つは実際に本当に収入が低い人たちに対して、この制度を活用できるような、周知徹底だけにとどめずに具体的に抽出して、納付相談やなんかのときにこういう制度も活用できるというふうに相談をしていく仕組みだとか、あるいは、場合によってはOBのそういうことに長けた人たちの協力をいただいて、一定期間抽出調査をして、問題点やそういうものを洗い出していくとかということも含めてお考えいただかないと、結局、せっかくいい制度をつくっても、皆さんが利用し始めるようになると、ああそういうことなら私もというふうになるんですが、本当に最初に利用するというのは、なかなかハードルがどうも高いみたいで、特に自助だとかそういうことが強調されておるものですから、そういう支援を受けることが、何か肩身の狭いような風潮、とりわけ生活保護に対するバッシングを中心にいたしまして、すさまじい社会的な状況もありますので、そういうことを対応していくことが1つ。

それからもう1つは、今、市長が国の負担をとということをおっしゃられましたが、やっぱり雇用をまともにすることで、そんな不正常な雇用状況がなくなれば、社会保険料としての

収入が得られるわけでありますから、そういう方向にしていける。だから、この前に出した議会の意見書につきましては、やっぱり以前のように扶養家族で対応できる人たち、後期高齢者なんかも含めてですが、きちんとそういうふうにしていく。今は一見そういう格好にして社会保険の負担が少なくなるように表面的には見えますが、実際にはさっきの前期高齢者支援金もそうでございますが、他の社会保険や組合健保、そういうところから多額の負担を求めておりますので、結局、本当に日本中のそういう組合健保が次から次へと解散をして、結局協会けんぽに入ってくると。それはやっぱりきちんと働いた人たちが、それにふさわしい保険料を負担できる仕組みがなくなっているからこういう問題が起こっているわけでありまして、ここに向けた根本的な取り組みもあわせて要望していただきたいということが2つ。その2つについて、市長のほうからちょっと御見解をいただきたいと思います。

議長（佐藤高次郎君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員のほうから納税の相談を充実させよということ、そしてまた職員のOBなどを活用して、福祉であるとか減免制度という形で一体化した相談を乗ってもらえるような形で充実してほしいということだと思っております。私どもといたしましては、窓口のほうへ来ていただければ、十分な相談をさせていただいておるつもりでございます。しかしながら、その連絡がどのような方法でということについて、多少まだ不備があるかもしれないので、これは内部で一度検討させていただきたいというふうに思っております。そういう人たちが、スムーズに私どもとしての行政相談という形の中での連携がとれるような形でしていかなきゃならないということは、おっしゃるとおりでございます。

また、公団の問題につきましては、私どもといたしましてはさまざまな減免制度であるとか、新しい事業計画を策定する上において、しっかりと検討していかなきゃならない問題だろうというふうにも思っておりますので、今後の宿題とさせていただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高次郎君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） それと、もともと払えない人に延滞金がつくわけでありますから、この負担というのは本当に心が痛むわけでありまして、ようやく国も地方税の延滞金を減らしていくという方向に踏み出そうとしておりますので、国保につきましても多分その範囲に入ると思いますが、ぜひ本当に払い切れない人についての延滞金もそうでありまして、特に国保の滞納というのは、全体に過大な負担の中で発生する滞納も少なくありませんので、延滞金については国の動向を、国が決まればやると思うんですが、そうでなくても一定の条件を定めて、延滞金については全額納付したときに減額するとか、そういう仕組みも含めて御検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高次郎君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員の御質問にお答えしますけれども、今、国保のほうの滞納という形につきましては、約8.5%ぐらいに上がっておるわけでございます。その額は、非常に大きいものがあるわけでございます。税の公平さという形の中で、よろしく願いをしていきたいということでございます。一昨年から西尾張地方税滞納整理機構という状況の中で、私どももその制度を活用しながらお願いに上がっているわけでございます。しかし、それぞれに事情があると思います。そういう事情のある方につきましては、我々としても窓口でしっかりと御相談申し上げて、延滞を含めた形の施策をしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。しかし、前提としては税の公平さでお願いをしていきたいということでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） この問題で最後に、これはもう要望としておきますが、要するに確かに納付する側の責任というんですか、義務がありますから私は問題だと思います。同時に、実は申請減免については本人の責任なんです、本当に払えないような状況になっている人たちに対して、滞納処分の停止だとかという格好で、行政処置として対応することについては行政の責任なんですよ。ところが、残念ですがそういう考え方が十分整理がされていなくて、結構本当に払えないのかどうなのかという、ここの詰めはされないままにずるっと来ておる。たまと、また納税者の側も余計役所に顔を出しにくいから、そういうことでずるずる来ておるとい部分がありますので、そういう行政としての責任で本当に払えない人について、現行法で定められた方法で、滞納処分の停止を含む有効な処置で最低生活に食い込むような負担はさせないという、ここはぜひもう一工夫していただくことを強く要望して、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、私前々から申し上げてきておりますが、いずれにいたしましても、特にこういう財政請求に厳しいときの状況でございますから、やっぱり市の財政、あるいは予算というものが可能な限り市民にも議会にも、あるいは今だと職員の皆さんでも担当しておるところはわかるけれども、よそのことは余りなかなか説明書等を見てもわからないという状態があると思います。そこで具体的にどういうことを私が求めているかということをお願いいたします。もう、うんと単純なことで、例えば予算に関する説明書の111ページをぜひ読んでいただきたいと思っております。

ここの黒い四角がしてあります上から3つ目で、単位老人クラブ支援事業で補助金だとかそういうものがありますが、例えばこういうものについて、何団体何人というような形で、可能な限りこの施策によってどれだけの人たちが支援を受けているか、影響を受けているか、あるいは負担をしなきゃならんか、こういうことがわかるような説明書にしていく。特に今回こんなふうになった関係で、いっぱい余白がありますので。概要書のほうで農政関係はそ

れでもいろいろ説明があるんですが、それ以外のところはないところがほとんどなんですよ。前に申しあげました県の概要説明書なんかは、本当にこうの何戸あって、子供が何人おるとか、そういうことを書いてあるんです。これはやっぱりこれだけの余白がある説明書ですので、やっていただくとか。例えばその次のページの113ページの上から3行目に20. 扶助費とあって、後期高齢者福祉医療費給付金9,400万円というのがありますが、これは福祉給付金ですから後期保健医療のほうで出るお金じゃなくて、市が出すお金だと思うんですよ。そうすると、何人の高齢者がこの給付金によって支援されているとかいろいろありますけれども、細かいことではなくて、可能な限りボリュームや対象が入るような形で説明書にして、一々担当に聞きに行かなくても、ああこういうことをやっておるんだなあということが私たちもわかる説明書にぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 予算に関する説明書と予算概要説明資料ということでございますが、三宮議員のおっしゃられておる部分のよりわかりやすいという部分につきましては、平成20年度からこの予算概要説明資料というのをつくらせていただいております。こちらにつきましては、毎年それなりに改善を加えております。したがって、今後ともこちらのほうの、さらなるわかりやすい資料のほうの充実ということに努めてまいりたいと思っておりますが、この予算に関する説明書につきましては、私は県内のいろんな市町の説明資料を見るわけですが、基本的にこういった形でございます。ですから、こちらはそのままということで、予算概要説明資料の充実、そちらのほうに努めてまいりたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） あのね、やっぱり住民が予算やそういうものに対して関心を持つ、決算の場合は概要書で数字がちゃんと載っていますが、予算を決めて執行するわけですからね。そうすると、本来予算を決めるときに、決算と同じかそれよりも詳しいような概要見込みが私は出されてしかるべきだと思うんですね。決算のときにはちゃんと出るけど、本当にこれからやる事業を決めるときに概要書は、見込みの根拠があらわされないというのは、やっぱり非常に議会と市の行政の関係を、議決して執行するということからいっても、やっぱり正常な関係にしていくべきだと思いますし、もう1つは、本当に予算書がよく使われているのは、そんなに大きくない村だとかそういうところで、例えば道路の舗装だったらどこがやられるとか全部書いてあって、順番にどういうふうやってきたかが村の人たちにもわかると。全戸に議案書・説明書を配布しておるといようなところも中にはあるんですよ。大きいまちだとなかなかそんなことはできませんが、それにしても市民の方が見て、なるほ

ど今、弥富市は、決算の数字を見ればある程度そういうことはわかりますが、しかし予算を議決するとき、そういう本年の見込み、それから新規事業だとか、今概要書でというんですが、これだけ余白がある資料ですので、皆さん積算根拠を全部持っておるわけですから、ここに入れるって、私はそんなに難しいことじゃないと思いますが、何かそういうことやると作業が膨大になるわけですか。

議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 決算の資料製作との関係についておっしゃられました。決算の資料製作につきましては、地方自治法の施行令のほうで、それを決算書と同時に議会に出すという法制度上の根拠に基づいてつくっておるものでございます。予算のほうにつきましては、そういう決算の資料製作の説明書のような地方自治法施行令上の根拠はございません。そういった根拠はないんですが、概要説明資料というのをお出しして、少しでもわかりやすいように努めているところでございます。

そういった法的根拠プラス物理的な問題といたしましても、決算につきましては、決算が済んでから議会に出すまで時間もございます。予算につきましては、予算査定の締め切りから、この予算の原稿をつくるまでに物すごく短期間のところでつくらなきゃならないという部分がございます。そういった関係からしても、他の市町でもほとんどのところがこういった形の予算説明書になっておる状況というふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 決算は詳しいものが出せるけれども、こちらはなかなか難しいと。だけど、愛知県のような大きい組織が概要書であれだけの説明をして、大体事業のボリュームやどこでやるか、この事業については何カ所が対象になっておるかということをお示ししてありますよね。そうしたら概要書のほうで、ひとつこっこのほうで、そこまで難しくければ。概要書のほうで、農政関係はほとんど入っていますよね。そこにおいて次の課へ移っていった人は似たようなことをやっておるんですが、ことしの概要書は去年に比べるとそういうボリュームなんかの表示がされておるのが少なくなっていますよね。これは改善する改善するとおっしゃるんですが、なかなかやっぱり今のままで進んでいる。それから市全体としてのはっきりした、可能な限り、これは何だどれぐらいのもんだというボリュームや対象が、聞きに来れば教えるということではなくて、概要書でできる範囲ねとりあえず、もっと表示をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私どもが議案として出させていただいている予算案につきましては、事細かに議員の皆様、そして市民の皆様にご承知いただくことも本当に重要なことだと思っております。予算概要書におきまして、所管のところの見解が少し違うのではないかと

ことにつきましては、来年度からしっかりと改めて、皆さんにとって御理解していただける、そんな予算書にしていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤高君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） もう時間がありませんので、1つだけ最後にお尋ねしますが、この間都市計画税について考えていくというような表明がされたものですから、結局いろいろ調べてみましたら、住宅地については、津島市や名古屋市並みの税率でいくとすると、現在の固定資産税に43%上乘せになる税額になるんですね。それから、それ以外の建物だとか農地だとか工場用地だとか、そういうものは21%を超える上乘せになります、これを本当にやるとね。今弥富は、そういうのがないということで相続税対策だとか、あるいは収益が上がらないから、生活をしていく上でアパートだとかマンションだとかを経営するということをやって、それも人口の増加よりそっちの建物がふえておる関係もあって、空き家がふえておりますので、前に都市計画税を導入するということを議論したときは、毎年土地の税金が1割上がっておるときだから、とてもたまらんということだったんですが、今は、そういう今言ったような状況で、非常に頑張って自分たちの生活も立て直す、結果として弥富市に税金が入ってくる。

よその市町に比べて倍くらいの固定資産税が、もちろん地方交付税の交付自体もありますが、全体としては倍くらいの固定資産税が入っているところへ、そういう負担というのは、やっぱり私は弥富の今のこういう経済活動の根幹にかかわる問題でありますので、十分ひとつ調査・御意見をいただきたいということを市長に申し上げます。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員に都市計画税の関連で答弁させていただきますけれども、昭和59年、60年のこの都市計画税に対する、その当時の町長の御苦労というのを議会だよりで読ませていただきました。不退転の決意で、あるいは政治生命をかけてでもこれをやっていかないと次のまちづくりはあり得ないと、そういうふうにもおっしゃっております。

私どもとしては、長期財政計画を発表させていただきました。平成28年度からは、いわゆる合併算定外の地方交付税が減額になってくる、こういう状況の中において、次の新たな税収というものをどこに求めていくか、もちろん企業誘致であるとか、さまざまな行財政改革は必要であるわけでございますけれども、そうした選択肢の一つとして都市計画税の話を見せていただいたわけです。

これから委員会等を含めまして、皆さんの御協議をいただきたいというふうに思っておりますのでございます。以上でございます。

5番（三宮十五郎君） では時間が来ましたので、あとは委員会のほうで、またゆっくりお尋ねさせていただきます。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。

再開を11時34分とします。

~~~~~

午前11時25分 休憩

午前11時34分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に基づきまして質疑させていただきます。

私は大枠で1つ、先日出された施政方針と議案第1号の新年度一般会計予算について質問させていただきます。

3月議会の初日に、市長がこういった施政方針を出されました。

これはしかもこの議場と、さらに言えばクローバーテレビを通じて多くの市民に発信いたしました。そこで、施政方針の1ページ目に書かれていることなんでございますけれども、このようなことを言われました。後段のほうでございまして、「生活保護を初めとした扶助費につきましては、税収の伸びをはるかに超えた伸び率となっている」と、こうおっしゃいました。しかし、税収はこの予算説明の概要のものによりますと、市税収はおよそ3億1,000万円ふえている、これに対して予算の122ページから123ページにかけてでございますけれども、じゃあこの生活保護費はどうなっているかと見てみると、介護高齢課の課長からも報告がありましたが、これ実際生活保護費は7,000万円減っているということでございます。先日の説明会でも言われておりましたけれども、一体これはどういったことでございましょうか。お答えください。

議長（佐藤高清君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 生活保護のお尋ねでございます。

まず、生活保護世帯の動向を御説明申し上げます。

生活保護の全国状況につきましては、平成24年11月現在、受給者数が214万人を超える状況で、過去最高を更新いたしました。新年度予算では扶助費全体で3.8兆円、国負担分として2.8兆円を見込んでおります。

一方、本市の生活保護費の扶助費につきましては、保護受給者数が平成23年9月の184世帯275人をピークに、その後は落ちついております。平成25年3月1日現在176世帯254人、受給率1,000人当たり5.86人が受給しておみえでございます。

なお、本市発足時の平成18年4月の受給者数と比較しますと、当時77世帯107人から世帯数で2.3倍、受給者数で2.4倍と倍増しております。その中でも昨今厳しい経済状況の影響を

受け、稼働可能ないわゆる「働き世代」の世帯は3世帯から43世帯と14.3倍と大きく伸びております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 昨年の12月に出された中期財政計画の資料に基づきまして出された数字として、先ほど世帯の報告がありましたが、例えば18年度でいうと77世帯の107人から約2倍近くにふえておるということでございます。これを世帯別に見ますと、具体的にそのような数字になりますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

世帯類型別内訳ということでございまして、平成19年4月1日現在、高齢者の方42世帯、母子家庭の方5世帯、障害者の方9世帯、傷病者27世帯、その他3世帯で合計86世帯でございます。25年3月1日現在は、高齢者の方53世帯、母子家庭の方17世帯、障害者の方22世帯、傷病者の方41世帯、その他43世帯で合計176世帯でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 確かに世帯数と人数においては、文字どおり倍増しておるわけですが、しかしこの中期財政計画に出された19年度とこの金額を比較してみると、市税は72億1,800万円、およそですけども。それから24年度には74億8,909万円、2億7,100万円ほどふえているわけです。じゃあこの生活保護費はどうかといえば、平成19年度2億2,835万円、これ来年度予算では3億8,817万円ということで、こういった比較をしますと1億5,982万円の増でございます。これは明らかに施政方針のある「生活保護を初めとした扶助費」、特段として生活保護ということでおっしゃってございましたけれども、これは税収の伸びをはるかに超えた伸び率とは言いがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

先ほども御説明したように、平成18年からに比べますと、生活保護世帯でも2.3倍、受給者数でも2.4倍の倍増をしております。このことからいいますと、税収がそのころに比べてどのぐらいかということになると思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 税収の伸びということで、はるかに超えていると言われておるものですから、そういったところを尋ねたわけでございますけれども、これはやはり今全国的に生活保護に対してのバッシングと、先ほども三宮議員がおっしゃってございましたけれども、本当に強いものがございますよね。ところが、こういった形で市が発表してしまうと、まるで生活保護がこの扶助費として大幅に伸びた、しかも税収の伸びをはるかに超えてその負担が大

きくなっていったというような誤解をされやすい表現になっておりますので、ぜひともそれはやはり慎重に正していただきたいと思えます。

扶助費においてでも、中期財政計画の5ページでございますけれども、ここにある数値でございますが、直近の5年間でも10億6,000万円ほどふえておるといふことでございますけれども、しかしこの5年間で扶助費に該当するものは何かと調べましたところ、実は児童手当が子ども手当にかわったといった経緯がございます。これは平成19年度の児童手当では3億5,395万円に対し、23年度の子ども手当は9億4,005万円、これだけでこの10億のうちの6億は制度改正に伴うものでございます。そしてさらに言えば、そのうちの1億4,500万円ほどは、これは介護や障害児等の給付でございます。昨今にしても口酸っぱくおっしゃられるように、少子高齢化が進んだための介護、もしくは障害児がいろんなアレルギー等もございますけれども、それによって障害児もふえてきた。それとあわせて、そういった福祉の充実で障害児も受けやすい制度になってきたと、こういったケースで1億5,000万円ほどふえておるわけで、10億6,000万円のうちの7億6,000万円ほどは、こうした制度改正やそういった生活保護以外の伸びでございます。

こういった分野におきまして、やはり市長がこの生活保護に対してどのような認識を持っているのか伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私ども生活保護の制度につきましては、困窮者に対して、その規定に合った形で認定をさせていただいているか、制度として認めさせていただいておるわけです。健康で文化的な生活を送るといふのは、国民の権利であるという形のものがわけでございますので、そういった前提に立ちながら、受給状況については判断をしているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 市長は、この施政方針でも冒頭にこういうことも言っています。1ページ目の中段よりちょっと上のあたりでございますけれども、リーマンショック以降の話でございますが、「なお、経済状況、雇用環境などに低迷が続き、所得の伸び悩みなどいまだ市民生活に影を落としております」とこうやって言っております。私は、この表現はそのとおりだと思っております。この間の本当に時代を考えれば、生活保護世帯が今176世帯260名ほどにとどまっていること自体が、これはもう奇跡的な数字だと、私はこの弥富市に関していえば思います。例えば、先ほど世帯別に教えていただいた数字、その他の部分、要は若者たちの部分が多く伸びていました。これはやっぱり若者たちの雇用環境が著しく悪くなっていると、こういったことは容易に想像できる、しかもこれ数字にはやっぱりあらわれない、まだまだ多くの方々が本当に苦しい状況で今生活していると思っております。

私の知り合いでも、今、海外留学をして中国語と英語、日本語を含めた3カ国語をマスターしている、こういった方がいますけれども、その女性は今何をしているかといったら、細切れの派遣労働で働いているわけです。真剣に正規職員で探していても見つからないと。で、月の月収は10万円という状況で生活を送っています。ひとり暮らしでありますので、家賃でも6万円ほど取られてしまっているの、どうやって生活しておるのと思いたくなるような方でございます。年収でいっても、もちろん200万円はほど遠いという状況でございます、食べるものも乾麺が主流になっておりまして、冷蔵庫の中もいつも空っぽと。でも、こういう人でも生活保護は受けていないんです。先ほど三宮議員もおっしゃっていましたが、高齢者世代でも先ほど発表がありました53人ということでしたが、これは先ほど三宮議員がおっしゃっていた数値でいうと、65歳以上の非課税者が現在1,738人いると聞いていましたが、この1738に対して53という数値は、やっぱりそれだけ考えても、生活保護を受けずに我慢して頑張っている人たちが多いということが言えるんじゃないかと私は思います。本当に生活を切り詰めた上で、そういった生活を送られている方がまだまだたくさんいらっしゃいます。

また、現在生活保護を受けている方でも、財産が5万円以下で、しかも車の所有は認められない。もちろん蓄積型の保険、生命保険等もない、常に人目を気にして負い目を感じながら生活しています。これは、本当に耐えられないものだと思えます。でもこういった状況だからこそ、生きていくために本当にどうしようもなく、生きていくためには生活保護しかなかったと。本当に精神的な苦しい思いをして生活していらっしゃいます。

先ほど市長もおっしゃっていましたが、憲法25条では、「全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、こう書かれています。保護を受けずに頑張っている人も、生きるために仕方なく精神的な苦しみに耐えながら生活保護を受けている方も、安心した生活が送れるよう、国、ひいてはこういった自治体が保障していくのがこの憲法の趣旨だと思いますがいかがでしょう。ところが、現在自民党の安倍政権は生活保護基準を3年間で1.5%引き下げようと言っておりますけれども、これについて市長はどのようなお考えを持っておりますか、お答えください。

議長（佐藤高君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 生活保護基準の見直しにつきまして、御答弁申し上げます。

平成23年4月から平成25年1月にかけて、社会保障審議会生活保護基準部会において、生活扶助の水準について5年に一度の定期的な検証作業が行われ、報告書が取りまとめられたところであります。この検証結果を踏まえ、国は、年齢、世帯人員、地域差の3要素による

影響で生活扶助基準の見直しが平成25年8月から3年間程度で段階的に実施されるというものであります。見直しによる影響につきましては、激変緩和を考慮するとしており、国の動向を注視してまいりたいと思っております。

本市は、生活保護に基づき、支援が必要な人に確実に保護を実施するという基本的な考えにより、適切に実施していこうと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 本市においては、多大な努力を図っていくということでございます。

しかし、生活保護の基準が今の想定どおり引き下がっていけば、先ほど申し上げたとおり、今、生活保護を受けずに頑張っている方を応援するために、さまざまな減免制度といった基準がありますけれども、その基準はほとんど生活保護基準をベースにつくられておりますので、現状だと自然に下がる、そういった状況になりますけれども、その点においては、先ほど市の動向を見たいと言っておりますけれども、市長の考え方として、もしそうなったら本当にどうしていくのか、お答え願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 冒頭民生部長のほうから、現在の日本の状況における生活保護受給者の話がございました。214万人、3.8兆円という大きな財源がそこにあるわけでございます。その中には、今那須議員がおっしゃるように、社会的あるいは経済的というような問題の中からそういった制度を受けてみえる方も多々あります。私ども弥富市におきましても、働き世代、いわゆる30代、40代、50代という形の方が生活保護を受けていただいております構成比が非常に高いわけでございます。そうした形の中において、自助の努力をしていただくと同時に、私どもとしては、ケースワーカー等の就労支援を一生懸命させていただいております。そういうような改善があればこそ弥富市は今横ばいになっているというふうにも思っているところでございます。

しかしながら、これから政府のさまざまな施策、財政政策であるとか、金融政策であるとか、あるいは成長分野における新たな投資に対して、どのような形で経済が変わってくるか、あるいは雇用のあり方が変わってくるかということは、1つの新しい政権与党に対する大きな力になるだろうというふうにも思っておりますので、その辺のことが、こういった生活保護制度についても改善されてくるだろうというふうにも思っております。

いろんな扶助費があります。医療の扶助費であるとか、生活の扶助費であるとか、さまざまな扶助費があるということですが、先ほども担当が言いましたように、激変的な緩和をしないという形の中で、段階的にそういったものに対して見直しをしていくということは、これはあるべき姿だろうというふうにも思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 激変的な緩和はしないということでございます。だんだんちょっとずつ減らしていくということでございますけれども、ただ本来生きていくためにそういった水準がどんどんどんどん下がっていった感じがします。しかも先ほど三宮議員の答弁にもあったとおり、消費税が来年に導入されるということで、しかもこれを社会保障の財源として考えているということで、市長もこれについては全部社会保障に充ててほしいということでございました。この消費税においては、まず社会保障のその前に、低所得者ほど負担が大きい、要するに、例えば保護などを受けている方、もしくは保護を受けずに頑張っている方、こういう人たちにとって一番負担が大きいのがこの消費税でございます。もともとの社会保障のあり方というのは、本当に困っている人に、今お金がまだ余裕のある方が回していく、要するに税金の本来の使い道である所得再分配、この機能を発揮するものだと思っておりますが、しかしこの消費税は、低所得者ほど負担が大きい逆進性の強い税でございます。

その一方で、先ほどくしくも三宮議員がおっしゃってございましたけれども、10億円以上の企業の内部留保を合わせますと260兆円以上と言われております。こういった大企業には、今法人税減税などでどんどんどんどん減税していっています。しかも、地域経済財雇用において一番大切な中小企業、このほとんどは今本当に赤字経営か、わずかな収益のために法人税を減税しても何の恩恵もないということでございます。こういった苦しんでいる人たちからどんどんどんどん搾り取って、お金持ちにどんどんどんどんお金がたまっていくような、こういった社会のあり方、今の政治のあり方はやっぱりおかしいんじゃないかと私は思っております。そういった意味でも、市長にはこういった方向にのみ込まれないように、この弥富市政や福祉のあり方を守っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 消費税の税率についての改正は、現在の5%から来年の4月には8%という形の中でございます。それには条件がついているというふうに思っております。それは経済の回復、あるいは経済の再生という状況のものがないと、やはりそれは実施すべきではないというような状況と同時に、これは議論をされなきゃいかんわけでございますけれども、いわゆる軽減税率というものに対して、日常生活品を中心としたものについては、これは考えていくべきだろうというふうに私は試案として持っているところでございます。しかし、これも今後の議論という形の中で具体的になってくるのではないかなあというふうに思っております。低所得者ほど、その税率に対する影響度は大きいということに対する配慮をどのような形にしていくかというのは、今後の問題であろうというふうに思っております。

また、経済の論理としての企業のあり方というのは、私がとやかく言う立場ではございませんけれども、やはり企業がその中で多くの雇用をしているという状況の中においては、経済が継続的にやっぱり進展していくというか、位置づけされなければならないというふう

に思っております。そういった意味では、企業のあり方については、まずしっかりとした企業としての足腰をいま一度つくるべき必要があるわけがございますので、そういう状況の中でのさまざま優先順位というか、経済の再生ということに対して、今取り組んで見るところだと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） この間、さまざまな経済政策が行われてまいりました。

しかし、それと同時に平行して3%から5%に消費税政を上げたときもそうでしたが、それからもそうでございますが、企業にとって今どんどん雇用を緩和をしています。そのおかげで非正規職員がどれだけこの世の中にあふれてきたか、この推移を見れば、労働者に対して本当に何も措置がとられていないと思われても仕方がない。やはりここに国や、もしくは地方自治体の方々が努力して、雇用のあり方について検討していかなければならないと私は思っています。そういった部分においても、やはり市長会等でもしっかりとした発言やお考えを示していただきたいと思っております。そういったことで市長のほうには御答弁いただきましたが、その方向で間違いはないでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほども申し上げましたように、現在の消費税率の改正ということにつきましては、その内容については政府与党、あるいはさまざま形での議論というのは今後もあるだろうというふうには思っております。そうした形の中で、所得の低い人に対してどのような措置がとられるかということは、非常に重要であるというふうにも思っております。また、そうあるべきではないかというふうにも思っております。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） 同じような答えで返ってまいりましたが、今の段階ではここで繰り返しの質問は避けたいと思っております。

先ほど市長がおっしゃったように、本当に低所得者に対していかに措置をしていくか、そういった意味においても、ぜひこの施政方針でも示されているこの生活保護のバッシングをおおるような、そういった意図ではないとは思いますが、そう捉えられるような表現や示し方については、慎重に言葉を選んでいただきたいのと、やはり本当に生活保護の基準が下がっていくことで、さまざまな人たちが損害をこうむる、特に苦しんでいる人たちが、さらに追い打ちがかかるような状況で負担の増にならないように、ぜひともこれからの弥富市政を努めていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（佐藤高君） ほかに質疑の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（佐藤高君） 以上で質疑を終わります。

本案34件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~

午後0時00分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 那須英二

同 議員 三宮十五郎

